

令和２年度 第１回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		令和２年５月２９日（金）午前８時５５分から１０時３０分 庁舎３階会議室	
出席委員		委員長	木田 紀子 出席 三益 三千三 出席 田畠 邦章 出席 (敬称略 五十音順)
次第		１ 開 会 ２ 挨 拶 ３ 議 事 (１) 珠洲市入札契約制度について (２) 審議対象工事の抽出結果の報告 (３) 審議対象工事の審議 (４) その他 ４ 閉 会	
審議対象期間		令和元年１０月１日～令和２年３月３１日	
抽出件数		５件	
建設工事等	一般競争入札	１件	・バイオマスメタン発酵施設 乾燥機改築工事
	指名競争入札	３件	・有害鳥獣処理施設建設 基本実施設計業務 ・水道管路緊急改善事業（三崎地区） 配水本管布設替工事（６工区） ・社会資本整備総合交付金事業（緊急対策） 市道２号線橋梁補修工事（吾妻橋）（その３）
	随意契約	１件	・珠洲市鉢ヶ崎温泉施設 ろ過装置ろ材取替工事
委員からの質問及びそれに対する回答等		別紙１のとおり	
委員会による意見の具申内容		具申なし	

別紙 1

質問・意見	回答
・珠洲市入札契約制度について ・入札件名に誤字脱字などがある入札書は無効となるのか。 石川県も同様の取扱いか。 ・誤字脱字のある入札書は後日差し替えを行うのか。 ・誤りが軽微な入札書であっても無効として取扱うほうがよいのではないか。 ・入札書に誤りのあった事業者への指導はどのようにしているのか。 ・バイオマスメタン発酵施設 乾燥機改築工事 【一般競争入札】 ・入札参加者が 1 者のみであるが、入札参加条件が厳しかったのでは。	・原則無効であるが、1 字誤りなど入札者の意思が察知される軽微な誤りの場合は有効としている。 ・無効の入札書については、珠洲市競争入札心得に記載があるが、石川県に準じたものであるため、石川県も同様の取扱いであると考え。 ・入札書の差し替えはいかなる場合も行っていない。 ・石川県や他自治体の取扱いを確認します。 ・口頭での注意喚起を実施しており、今後も継続していきたい。 ・一般競争入札では概ね 10 者が入札に参加できるよう条件を設定しているが、事務局で調査したところ、13 者が条件を満たしていたため、条件が厳しかったとは考えていない。

・更新対象の機器は何年程度使用したのか。 ・受注者は建設当時の施工業者と同一か。 ・機器製作メーカーと施工業者は異なっているのか。 ・自治体間では機器製作メーカーの情報交換を実施しているのか。 ・有害鳥獣処理施設建設 基本・実施設計業務 【指名競争入札】 ・今回整備する施設は食肉加工施設とはことなるのか。 ・今回整備する施設は猪のみを対象とした施設か。 他の鳥獣の処理はできないのか。 ・水道管路緊急改善事業（三崎地区） 配水本管布設替工事（6工区） 【指名競争入札】 ・2件同時発注のダルマ案件とのことだが、審議案件の入札順番は何番目であったか。	・バイオマスメタン発酵施設建設当時より使用しているため約15年程度と考える。 ・建設当時の施工業者とは異なっている。 ・異なっていると思われる。 ・実施していると思われるが、施設により導入する機器が異なるため、参考にしているかは分かりかねる。 ・今回整備する施設は処理施設であり、食肉加工施設とは異なる。 ・詳細については不明であるが、猪以外の鳥獣についても処理は可能であると思われる。 ・1番目の入札であった。
---	--

・同額の応札の場合、くじ引きにより落札者を決定しているとのことだが、総合点数が高い者を落札者とするのではないのか。 ・工期についてはどのように決定しているのか。 ・社会資本整備総合交付金事業（緊急対策） 市道２号線 橋梁補修工事（吾妻橋（その３） 【指名競争入札】 ・入札結果を見ると最低制限価格を大きく下回る額で応札している業者がいるが何か要因は考えられるか。 ・珠洲市鉢ヶ崎温浴施設 ろ過装置ろ材取替工事 【随意契約】 ・すべてのろ過機でろ材の取替えを実施したのか。 ・取替えは今回が初めてとなるのか。	・事業者からの技術力などを評価し落札者を決定する方法は存在するが、今回は価格競争により落札者を決定する方式であるため、くじ引きにより落札者を決定した。 ・工期算定のルールや設計業者の意見を参考に決定している。 ・要因は分かりかねる。 ・すべてのろ過機で実施している。 ・定期的に取り替えを実施しているとのことだが、今回は急遽機能に支障が生じたことから随意契約での対応となっている。
--	---

・保守点検などで事前に把握できなかったのか。 ・落札率 100%とのことだが、緊急随契との関連性はあるのか。	・ろ材はろ過装置内に充填されているため、通常の保守点検の対象外であったのではないかと考える。 ・緊急に工事を実施する必要があるため、事業者から参考の見積書を徴収し、設計書を作成したのち、参考の見積書の金額で契約したものと考えられる。
--	--